

# 小樽市 新型インフルエンザ等 対策行動計画（素案）

平成27年11月6日



## 目 次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| <b>第 1 はじめに</b>                 | 1  |
| <b>第 2 新型インフルエンザ等対策行動計画について</b> | 2  |
| <b>第 3 対策の実施に関する基本的な方針</b>      | 3  |
| 1 新型インフルエンザ等対策の目的               | 3  |
| 2 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点           | 3  |
| 3 新型インフルエンザ等感染症の発生段階            | 4  |
| 4 本市行動計画の対象とする感染症               | 4  |
| 5 新型インフルエンザの被害想定                | 6  |
| 6 行政の役割                         | 8  |
| 7 医療及び医療体制について                  | 10 |
| 8 予防接種について                      | 11 |
| 9 市民の心得                         | 12 |
| 10 企業の心得                        | 13 |
| 11 学校及び保育施設における対策               | 13 |
| 12 高齢者・障がい者施設における対策             | 14 |
| 13 本市行動計画の主要 6 項目               | 14 |
| (1) 実施体制                        | 15 |
| (2) サーベイランス・情報収集                | 16 |
| (3) 情報提供・共有                     | 17 |
| (4) 予防・まん延防止                    | 17 |
| (5) 医療                          | 19 |
| (6) 市民生活及び経済安定の確保               | 20 |
| <b>第 4 各発生段階における対策</b>          | 20 |
| 新型インフルエンザ等対策行動計画全体表             | 21 |
| <b>未発生期</b>                     | 22 |
| 1 実施体制                          | 22 |
| 2 サーベイランス・情報収集                  | 22 |
| 3 情報提供・共有                       | 22 |
| 4 予防・まん延防止                      | 23 |
| 5 医療                            | 24 |
| 6 市民生活及び経済安定の確保                 | 24 |
| <b>海外発生期</b>                    | 26 |
| 1 実施体制                          | 26 |
| 2 サーベイランス・情報収集                  | 26 |
| 3 情報提供・共有                       | 26 |
| 4 予防・まん延防止                      | 26 |
| 5 医療                            | 27 |
| 6 市民生活及び経済安定の確保                 | 28 |

|                                                |     |
|------------------------------------------------|-----|
| <b>国内発生早期</b> .....                            | 2 9 |
| 1 実施体制.....                                    | 2 9 |
| 2 サーベイランス・情報収集 .....                           | 2 9 |
| 3 情報提供・共有.....                                 | 2 9 |
| 4 予防・まん延防止 .....                               | 3 0 |
| 5 医療.....                                      | 3 1 |
| 6 市民生活及び経済安定の確保.....                           | 3 1 |
| <b>市内発生早期</b> .....                            | 3 3 |
| 1 実施体制.....                                    | 3 3 |
| 2 サーベイランス・情報収集 .....                           | 3 3 |
| 3 情報提供・共有.....                                 | 3 3 |
| 4 予防・まん延防止 .....                               | 3 3 |
| 5 医療.....                                      | 3 4 |
| 6 市民生活及び経済安定の確保.....                           | 3 4 |
| <b>市内感染期</b> .....                             | 3 5 |
| 1 実施体制.....                                    | 3 5 |
| 2 サーベイランス・情報収集 .....                           | 3 5 |
| 3 情報提供・共有.....                                 | 3 5 |
| 4 予防・まん延防止 .....                               | 3 6 |
| 5 医療.....                                      | 3 7 |
| 6 市民生活及び経済安定の確保.....                           | 3 8 |
| <b>小康期</b> .....                               | 4 0 |
| 1 実施体制.....                                    | 4 0 |
| 2 サーベイランス・情報収集 .....                           | 4 0 |
| 3 情報提供・共有.....                                 | 4 0 |
| 4 予防・まん延防止 .....                               | 4 0 |
| 5 医療.....                                      | 4 1 |
| 6 市民生活及び経済安定の確保.....                           | 4 1 |
| [資料]                                           |     |
| (資料1) 特定接種の対象となる業種・職務について .....                | 4 2 |
| (資料2) 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策 .....          | 4 3 |
| (資料3) 用語解説.....                                | 4 5 |
| (資料4) 小樽市新型インフルエンザ等対策本部条例 .....                | 5 0 |
| (資料5) 小樽市新型インフルエンザ等対策本部の組織及び運営に関する要綱 (案) ..... | 5 1 |
| (資料6) 新型インフルエンザ等対策特別措置法、新型インフルエンザ等対策 .....     | 5 3 |
| 政府行動計画、北海道新型インフルエンザ等対策行動計画及び新型                 |     |
| インフルエンザ等対策ガイドラインについて                           |     |

## 第1 はじめに

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

平成21年（2009年）の新型インフルエンザの発生時には、本市においても、次々と届けられる膨大な情報に対する取捨選択とそれらの情報の周知に忙殺され続けながら、同時進行で、待ったなしの数々の対策の実行に追われ、市民や関係機関からの問合せに答え、緊張と混乱の中でのかじ取りは至難を極めた記憶がある。

その後、平成25年（2013年）4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が施行され、病原性の高い新型インフルエンザやこれと同等の危険性のある新感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応するため、国及び地方公共団体においては、実施体制等を整備することとなった。

本市においても、これまで行動計画を策定してきたところであるが、特措法の施行及び政府行動計画の改定を受け、対策の充実や強化を図るため、同法第8条に基づき、政府行動計画及び北海道行動計画を基本とし、小樽市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「本市行動計画」という。）を策定した。

本市行動計画の策定に当たっては、本市の現状に立脚した現実的かつ分かりやすいものを目指した。平成21年（2009年）のように、新型インフルエンザが発生してから、様々な事柄を議論し決定していくことは、繰り返すべきではないという観点から、あらかじめ決定すべきことは決定し、明らかにして、市民の誰もが、容易に行動に移せるものを目指したものである。

これから、勃発するかもしれない新型インフルエンザ等の新興感染症に対して、本市行動計画が実践的に有効に活用されることを祈ってやまない。

## 第2 新型インフルエンザ等対策行動計画について

本計画は、「感染症」に特化した行動計画であり、「医療対策」と「社会的対策」が重要な柱となる。

### 1 「医療対策」について

医療対策においては、まず何よりも「予防」と「治療」が重要な事項となる。

〔医療対策の概要〕

#### (1) 「予防」

新型インフルエンザの予防（マスク着用等のせきエチケット、手洗い・うがい等）は、フェーズ（発生段階）を問わず常に実行されなければならない。また、感染拡大期には集会制限等が行われる場合もある。

#### (2) 「治療」

発生初期における帰国者・接触者外来の設置及び封じ込めのための入院、重症者の対応（以下「封じ込め対応」という。）と、まん延期における「全医療機関での診療体制」の二種類の医療体制をとる。

#### (3) 「その他」

予防接種、サーベイランス等の医療に付随する事項も併せて国等と連携し実施することが必要である。

### 2 「社会的対策」について

発生した感染症の流行状況、致死率等により、社会を構成する人々が減少することが想定されるため、社会的対策を講じることも重要となる。

〔社会的対策の概要〕

#### (1) 「事業の継続」

感染拡大期には企業等の欠勤者の増加が予想されることから、あらかじめ事業継続計画（BCP）を作成しておくことが望ましい。

#### (2) 「情報の周知」

要援護者を含めた市民全体に対する情報の周知体制をあらかじめ構築しておくことが必要である。

#### (3) 「死亡者増加への備え」

死亡者の増加を想定し、埋火葬の体制についてあらかじめ定めておく必要がある。

※行動計画の全体表は、21ページを参照。

## 第3 対策の実施に関する基本的な方針

### 1 新型インフルエンザ等対策の目的

#### (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

ア 感染拡大を抑えて、流行のピークをできるだけ遅らせ、医療体制の整備等を行う時間を確保する。

イ 流行のピーク時の患者数等をできるだけ少なくし、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

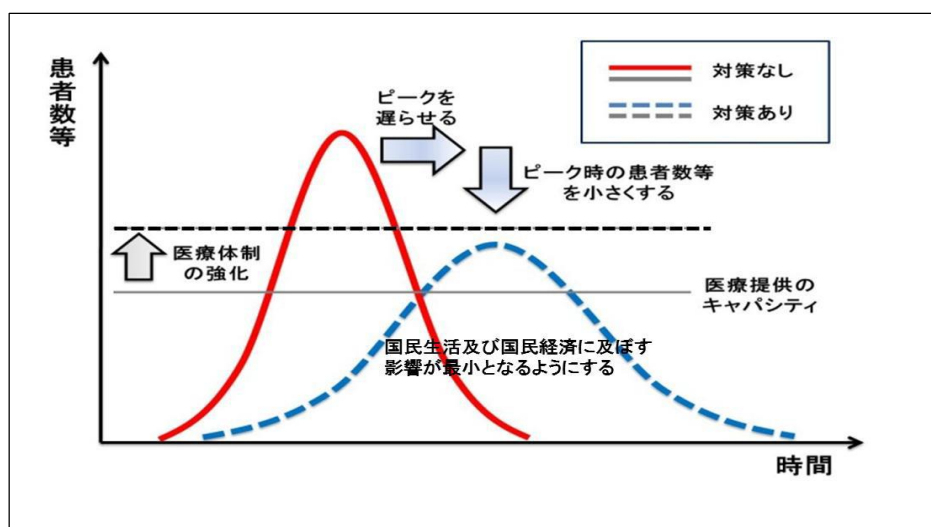
ウ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

#### (2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

ア 地域における感染予防対策等により、欠勤者の数を減らす。

イ 事業継続計画（BCP）の作成、実施等により医療の提供業務又は市民生活及び経済の安定に寄与する業務維持に努める。

図1 対策の効果概念図



### 2 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等の発生に備え、また、発生した際には、特措法その他の法令、本市行動計画等に基づき、国や北海道等と相互に連携し、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施する。この場合において、次の点に留意する。

#### (1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、市民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限のものとし、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分に説明し、理解を得ることを基本とする。

#### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、

病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の効果が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置（以下「緊急事態措置」という。）を講じる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

### (3) 関係機関相互の連携協力の確保

小樽市新型インフルエンザ等対策本部（以下「本市対策本部」という。）は、政府対策本部及び北海道対策本部と相互に密接な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

### (4) 記録の作成・保存

本市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、本市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

## 3 新型インフルエンザ等感染症の発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、五つの段階に分類している。国全体での発生段階の移行については、海外や国内での発生状況を踏まえて政府対策本部が決定することとしている。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染拡大防止対策等について柔軟に対応する必要があることから、国は、地域における発生段階を定め、その移行については必要に応じて国と協議の上で都道府県が判断するものとしている。

本市においては、国の分類した発生段階に準拠し行動計画を定めているが、政府行動計画に係る「国内発生早期」については、市内において新型インフルエンザ等患者が発生しているか否かにより段階を分け、「国内発生早期」、「市内発生早期」として整理している。また、「国内感染期」については、市内の流行状況を中心に対策を講じることから「市内感染期」として整理している。

## 4 本市行動計画の対象とする感染症

本市行動計画の対象とする感染症は、以下のとおりである。

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応については、政府行動計画及び北海道行動計画において参考として示していることから、市としても、本市行動計画の関連事項として対策の概要を示す（４３ページ資料２参照）。

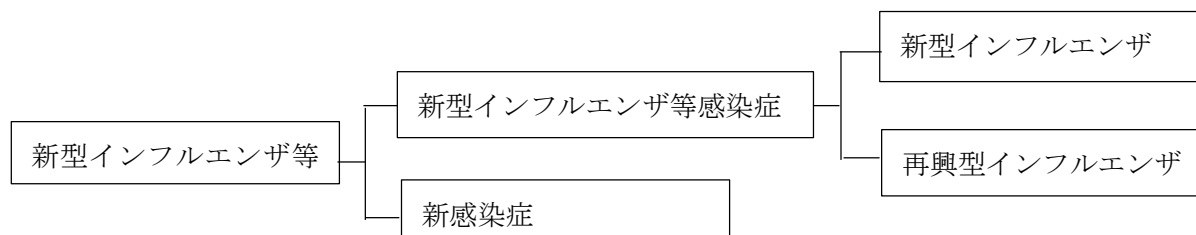




表1 国の想定する発生段階とその状態

| 段階                                             | 状態                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 未発生期                                           | 新型インフルエンザ等が発生していない状態                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 海外発生期                                          | 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 国内発生早期<br>(封じ込め<br>対策期)                        | 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、<br>全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態                                                                                                                                                                                                                                           |
|                                                | 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域未発生期（北海道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）</li> <li>・地域発生早期（北海道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、<br/>全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）</li> </ul>                                                                                                                |
| 国内感染期<br>(封じ込め<br>対策終了、<br>全医療機関<br>での<br>診療へ) | 国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査<br>で追えなくなった状態                                                                                                                                                                                                                                                    |
|                                                | 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域未発生期（北海道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）</li> <li>・地域発生早期（北海道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、<br/>全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）</li> <li>・地域感染期（北海道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で<br/>追えなくなった状態）</li> </ul> <p style="text-align: center;">※感染拡大～まん延～患者の減少</p> |
| 小康期                                            | 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態                                                                                                                                                                                                                                                                   |

図2 国及び地域（都道府県）における発生段階

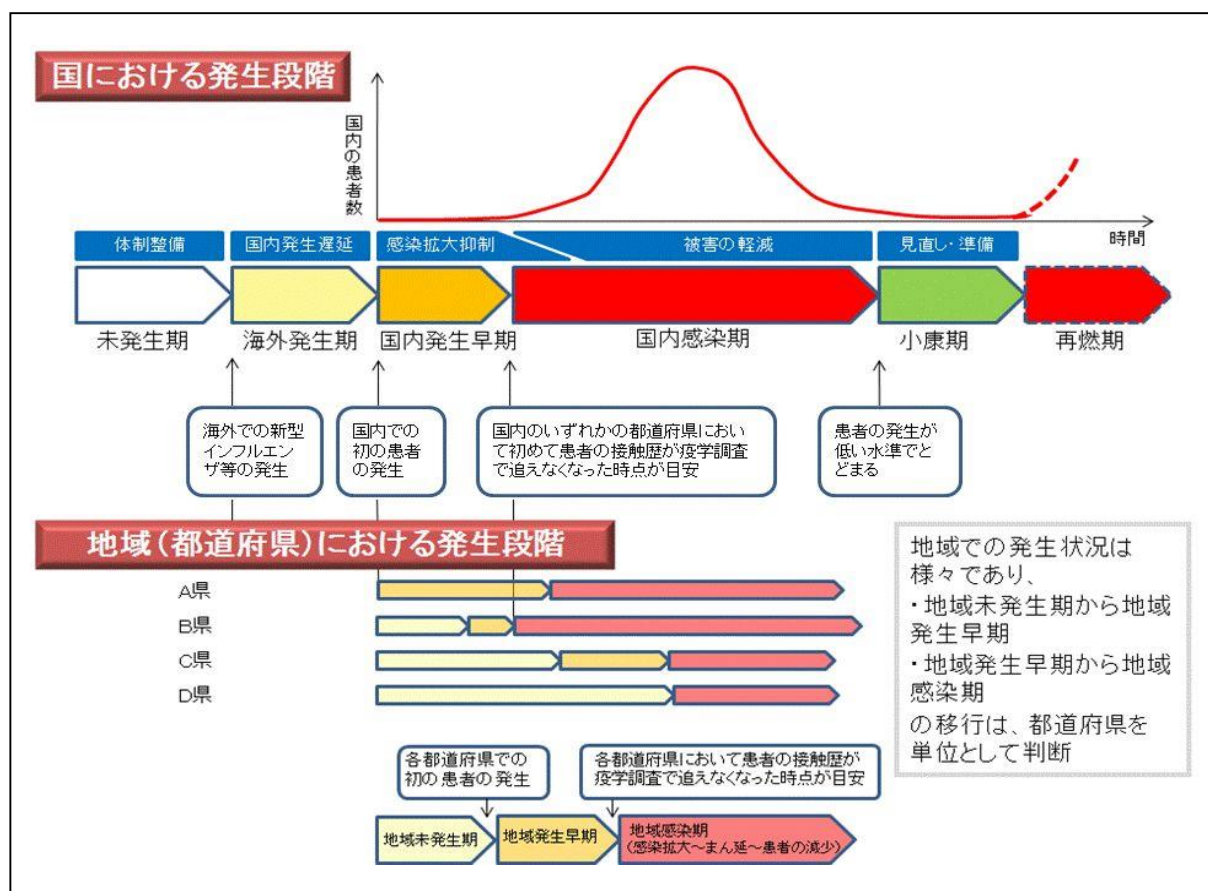


表2 WHOにおけるインフルエンザパンデミックフェーズと、国及び小樽市の発生段階対応表

| WHO のフェーズ  | 政府行動計画の発生段階                           | 小樽市              |
|------------|---------------------------------------|------------------|
| フェーズ1、2、3  | 未発生期                                  | 未発生期             |
| フェーズ4、5、6  | 海外発生期                                 | 海外発生期            |
|            | 国内発生早期<br>・地域未発生期<br>・地域発生早期          | 国内発生早期<br>市内発生早期 |
|            | 国内感染期<br>・地域未発生期<br>・地域発生早期<br>・地域感染期 | 市内感染期            |
|            | 小康期                                   | 小康期              |
| ポストパンデミック期 |                                       |                  |

## 5 新型インフルエンザの被害想定

### (1) 患者数・入院患者数・死亡者数についての推計

新型インフルエンザの被害想定は、国の新型インフルエンザ等対策行動計画の中では、下記のよう  
に述べられており、本市においては、人口規模を考慮して、被害想定を表3のとおり推計した。

しかし、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態  
もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないこと  
から、政府行動計画において、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて被害想定  
の見直しを行うこととしている。

#### 《想定》

- ・全人口の25%が、新型インフルエンザに罹患。
  - ・過去に世界で大流行したインフルエンザにより、致死率について中等度を0.53%（アジアイン  
フルエンザ等のデータ）、重度を2.0%（スペインインフルエンザのデータ）と想定。
  - ・入院患者数、死亡者数及び1日当たりの最大入院患者数は、医療機関受診患者数の推計の上限値  
を基として推計。
  - ・1日当たりの最大入院患者数は、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下での入院患者の発  
生分布を試算。
- ※ 上記に基づき、米国疾病管理センター（CDC）の推計モデルを用いて推計。

表3 国及び小樽市の被害想定

|             | 全国               |         | 小樽市               |         |
|-------------|------------------|---------|-------------------|---------|
|             | 中等度              | 重度      | 中等度               | 重度      |
| 患者数（外来受診者数） | 約1,300万～約2,500万人 |         | 約13,000人～約25,000人 |         |
| 入院患者数の上限    | 約53万人            | 約200万人  | 約530人             | 約2,000人 |
| 死亡者数の上限     | 約17万人            | 約64万人   | 約170人             | 約640人   |
| 1日最大入院患者数   | 約10.1万人          | 約39.9万人 | 約101人             | 約399人   |

## (2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、一つの例として以下  
のような影響が想定される。

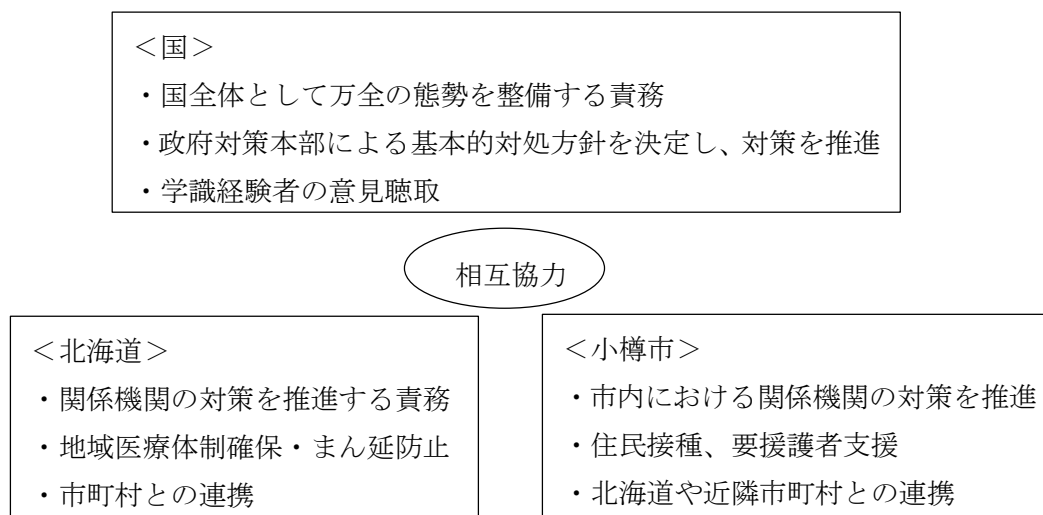
- ・市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患患者は1週間  
から10日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の期間欠勤し、治癒後免疫  
を得て、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えら  
れるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業  
や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不  
安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程  
度が欠勤するケースが想定される。

## 6 行政の役割

- (1) 新型インフルエンザ等感染症が出現し、国が緊急事態宣言を発出した場合、速やかに本市対策本部を設置する。

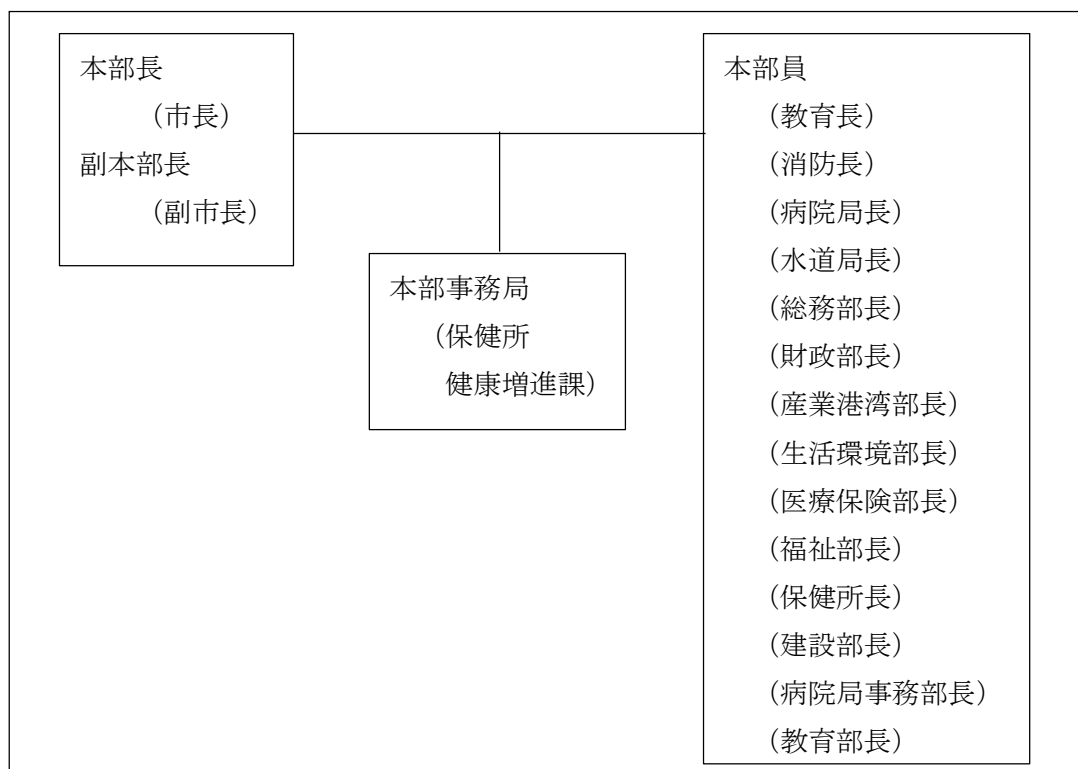
市は、市民に最も近い行政単位として、国の基本的対処方針に基づき、北海道や近隣市町村と密接に連携を図り対策を進めていく

図3 対策推進のための役割分担



- (2) 本市対策本部は、市長を本部長とし、副本部長に副市長、本部員として教育長、消防長並びに病院局長、水道局長、総務部長、財政部長、産業港湾部長、生活環境部長、医療保険部長、福祉部長、保健所長、建設部長、病院局事務部長及び教育部長で構成する。

図4 対策本部組織体制



- (3) 国や北海道との連携の下、集会の規制や埋葬等、必要な対策については、対策本部で決定する。
- (4) 小樽市保健所をコールセンターとし、情報収集及び情報発信を行う。
- (5) 帰国者・接触者相談センターは、小樽市保健所とし、医療関係の相談に当たる。
- (6) 市民への情報発信は、インフルエンザホットライン（電話番号 0134-20-2020）、ホームページ、新聞報道、FMおたる等により随時行う。
- (7) 医療、予防接種等の体制については、国や北海道との連携の下、小樽市保健所から関係機関へ周知を行う。
- (8) 要援護者については、地域防災計画における避難行動支援者名簿に記載される者のうち、支援を必要とする者を対象とし、これらの対象者に対し必要な生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）や情報提供等の対応を行う。
- (9) その他市全体に関わる決定事項の周知等については、総務部が担当する。

表4 市各部局の主な役割

| 部局名   | 主な役割                                                                                                                             |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全部局共通 | 職場内の感染予防対策<br>市業務の維持<br>関係機関及び関係団体等との情報共有・情報提供                                                                                   |
| 総務部   | 市民への情報提供<br>庁舎におけるまん延防止対策<br>職員の健康管理                                                                                             |
| 財政部   | 特定接種・住民接種を含む新型インフルエンザ対策の予算措置                                                                                                     |
| 産業港湾部 | 観光客等対策<br>企業対応<br>検疫所等との連携（小樽港経由の観光客及び船員等対策）                                                                                     |
| 生活環境部 | 火葬体制の整備<br>遺体安置所の検討                                                                                                              |
| 医療保険部 | 要援護者対策<br>高齢者施設対策                                                                                                                |
| 福祉部   | 要援護者対策<br>高齢者・障がい者施設対応<br>保育所等対応（臨時休業等の把握、報告等）                                                                                   |
| 保健所   | 国や北海道等からの情報収集<br>医療機関等の関係機関、市民等への情報提供<br>医療体制の確保<br>帰国者・接触者相談センターの設置<br>コールセンターの設置<br>サーベイランス（感染症の発生状況を把握・監視）の実施<br>特定接種、住民接種の実施 |

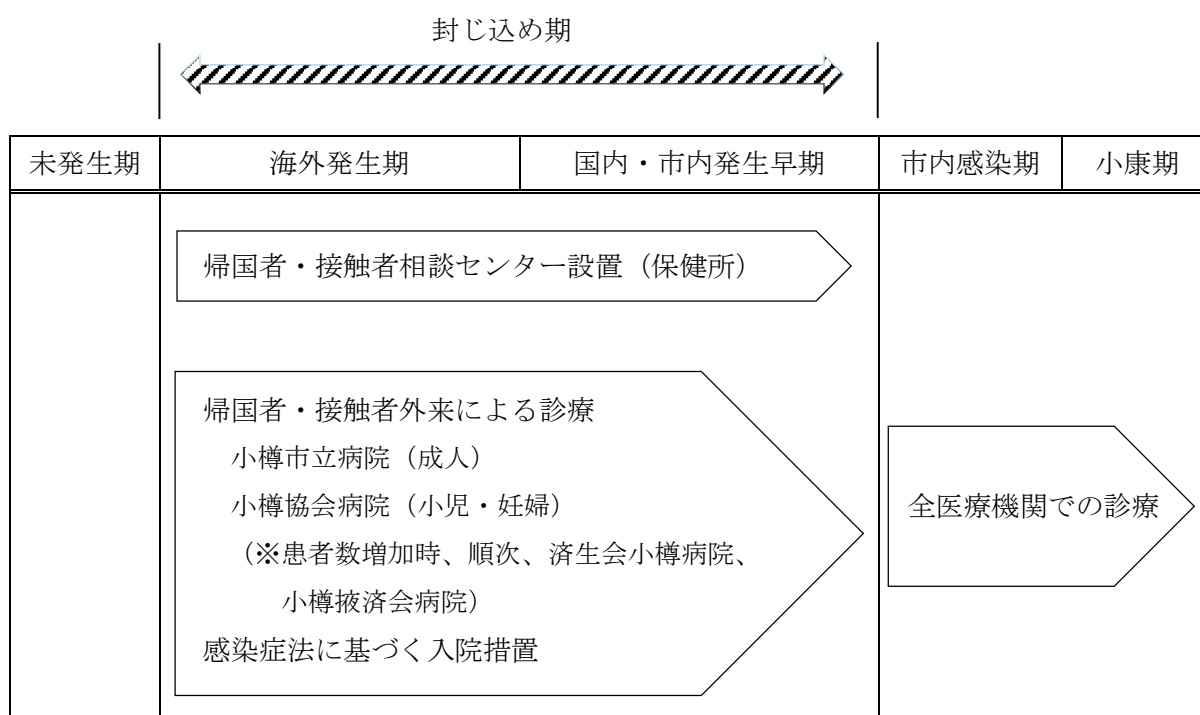
|       |                            |
|-------|----------------------------|
| 消防本部  | 患者移送協力                     |
| 病院局   | 帰国者・接触者外来の設置<br>重症患者等の入院対応 |
| 水道局   | 水の安定供給、下水道の機能維持            |
| 教育委員会 | 小中学校の臨時休業等の把握、報告等          |

## 7 医療及び医療体制について

### (1) 医療体制について

海外発生期から小康期に至るまでの医療体制については、図5に示すとおりである。

図5 医療体制



### (2) 海外発生期から市内発生早期

ア 帰国者・接触者相談センターである小樽市保健所からの連絡に応じて、小樽市立病院において、封じ込め対応を行う。

小児及び妊婦については、小樽協会病院において、封じ込め対応を行う。

イ 小樽市立病院の収容許容を超えた場合には、済生会小樽病院において封じ込め対応を行い、済生会小樽病院の収容許容を超えた場合には、小樽掖済会病院において、封じ込め対応を行う。

小児及び妊婦については、小樽協会病院の収容許容を超えた場合には、小樽市立病院において封じ込め対応を行い、さらに収容許容を超えた場合には、済生会小樽病院、小樽掖済会病院において、順次封じ込め対応を行う。

### (3) 市内感染期

市内の全ての医療機関において、診療を行う。

重症者については、通常の医療連携と同じ考えで治療に当たる。

#### (4) 治療方針、検査及び感染防御について

発生した感染症に応じて、国からの指示に従う。

#### (5) 新型インフルエンザ等の初診を行わない医療機関の検討

新型インフルエンザ等感染症の診察に従事しなくてよい医療機関は下記のとおりとする。ただし、当該医療機関に通院中の患者が発症した場合においては、この限りでない（平成27年10月現在）。

〔産科専門医療機関〕

おたるレディースクリニック

〔透析専門医療機関〕

小樽ライフクリニック

うのクリニック

おたる泌尿器科クリニック

#### (6) 患者の移送について

患者の移送については、保健所が担当する。ただし、重症者など例外的な場合については、その都度、消防などの関係機関と相談の上で適切な移送方法を選択する。

## 8 予防接種について

ワクチン接種により、個人の発症や重症化を防ぐことによって、受診患者数を減少させ、入院患者及び重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

予防接種には特措法第28条に基づく特定接種と、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づく住民接種があり、特定接種は住民接種に先立ち行われる。特定接種及び住民接種の実施に当たっての大まかな体制は、以下のとおりとする。（予防接種の詳細については、18～19ページを参照。）

表5 予防接種の概要

|      | 特定接種     |                  |                |                | 住民接種                 |    |                                      |            |
|------|----------|------------------|----------------|----------------|----------------------|----|--------------------------------------|------------|
|      |          |                  |                |                | 緊急事態宣言あり             |    | 緊急事態宣言なし                             |            |
| 実施主体 | 国        |                  | 北海道            | 市町村            | 市町村                  |    |                                      |            |
| 対象者  | 登録事業者    | 対策に従事する<br>国家公務員 | 対策に従事する<br>道職員 | 対策に従事する<br>市職員 | 医学的ハイ<br>リスク者        | 小児 | 高齢者<br>(65歳以上)                       | 成人・<br>若年者 |
| 法的根拠 | 特措法第28条  |                  |                |                | 特措法第46条              |    | 予防接種法第6条第3項                          |            |
| 接種方式 | 原則集団接種   |                  |                |                |                      |    |                                      |            |
| 自己負担 | なし       |                  |                |                | なし                   |    | あり                                   |            |
| 接種費用 | 各実施主体が負担 |                  |                |                | 国1/2<br>道1/4<br>市1/4 |    | (低所得者分の負担割合)<br>国1/2<br>道1/4<br>市1/4 |            |

- (1) 予防接種の形式は、集団接種とする。
- (2) 予防接種の会場は、特定接種については小樽市保健所とし、住民接種については小樽市地域防災計画で定める避難所等での実施を検討する。
- (3) 病院入院中の患者、介護等施設に入所中の者等については、当該施設において予防接種が受けられるよう体制を検討する。
- (4) 周知方法は、新聞、個別通知、ホームページ等、様々な方法により行う。
- (5) 特定接種は、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、医療提供業務や新型インフルエンザ等対策に従事する公務員等が対象とされている（資料1参照）。
- (6) 住民接種の対象者については、以下の4群に分類される。接種の順番については、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報等を踏まえて国により決定されるため、その決定に沿って実施する。
  - ア 医学的ハイリスク者
  - イ 小児
  - ウ 高齢者
  - エ 成人・若年者

## 9 市民の心得

### (1) 感染予防

市民は、平時から、インフルエンザにり患することのないよう、予防接種を受けるように努めるほか、以下に示す感染予防対策を実行し、新型インフルエンザ等感染症発生時においても確実に実行するように努める。

〔感染予防対策〕

- ア せきをするときは、マスク、ティッシュペーパーなどで押える（せきエチケット）。
- イ 帰宅したときには、手洗い・うがいをする。
- ウ 人ごみを避ける。
- エ インフルエンザ予防接種を受ける。

### (2) 情報収集

インフルエンザホットライン（電話番号 0134-20-2020）、小樽市保健所ホームページなどで情報を把握するように努める。

### (3) 備蓄

新型インフルエンザ等が発生し流行した場合には、様々な物資の減少等が予想されるため、あらかじめ2週間分くらいの食料品、生活必需品等の備蓄に努める。

定期的に通院している場合、治療薬の処方などについて、主治医に相談する。

### (4) 医療機関受診時の注意

- ア 症状があるときは、マスクを着用する。
- イ 事前に電話の上で受診する。
- ウ 医師の指示に従って外出を控え、療養する。



## 10 企業の心得

### (1) 感染予防

企業は、平時から、社員等に対し、以下に示す感染予防対策について啓発・指導するとともに、新型インフルエンザ等感染症発生時においても確実に実行されるよう啓発・指導に努める。

〔感染予防対策〕

- ア せきをするときは、マスク、ティッシュペーパーなどで押える（せきエチケット）。
- イ 帰宅したときには、手洗い・うがいをする。
- ウ 人ごみを避ける。
- エ インフルエンザ予防接種を受ける。

### (2) 情報収集

インフルエンザホットライン（電話番号 0134-20-2020）、小樽市保健所ホームページなどで情報を把握するとともに、社員等に周知するように努める。

### (3) 社員等がり患したときの対応

事業所は社員がり患した場合には、事業所内における感染拡大を防ぐため、自宅療養を勧奨し、また、社員の家族がり患した場合には、社員が出勤しないで看病等ができるよう配慮する。

### (4) 業務の維持

新型インフルエンザ等感染症発生時、市民生活等に影響がないよう、業務の維持・継続に努める。（事業継続計画（BCP）を作成しておくことが望ましい。）

## 11 学校及び保育施設における対策

### (1) 感染予防

学校、保育施設においては、児童生徒や園児等に対し、平時からインフルエンザにり患することのないよう、以下に示す感染予防対策について啓発し、指導する。また、新型インフルエンザ等感染症発生時においても確実に実行されるよう啓発し、指導に努める。

〔感染予防対策〕

- ア せきをするときは、マスク、ティッシュペーパーなどで押える（せきエチケット）。
- イ 帰宅したときには、手洗い・うがいをする。
- ウ 人ごみを避ける。
- エ インフルエンザ予防接種を受ける。

### (2) 情報収集

インフルエンザホットライン（電話番号 0134-20-2020）、小樽市保健所ホームページなどで情報を把握するとともに、児童生徒や園児及び保護者に対し周知するように努める。

### (3) 児童生徒及び職員等がり患したときの対応

各施設においては、児童生徒や園児及び職員等がり患した場合には、施設内における感染拡大を防ぐため、自宅療養を勧奨し、また、施設職員の家族がり患した場合には、施設職員が出勤をしないで看病等ができるよう配慮する。

### (4) 業務の維持

新型インフルエンザ等感染症発生時、市民生活等に影響がないよう、業務の維持・継続に努める。

(事業継続計画（ＢＣＰ）を作成しておくことが望ましい。)

**(5) 学級閉鎖等の対応**

学級閉鎖等の判断、催物の中止等については、本市対策本部と連携し、適切に対処する。

**(6) 保育所の使用制限要請に関する対応**

北海道が特措法第45条第2項に基づく保育所の使用制限要請を実施した場合は、事業所等に対し、保護者の休暇取得に配慮するよう要請する。また、市民生活の安定に寄与する事業所内保育所等については、市は北海道と連携しながら、例外的に十分な感染予防対策を講じた上での開所等について検討する。

**1 2 高齢者・障がい者施設における対策**

**(1) 感染予防**

各施設においては、平時から、入所者や通所者等に対し、インフルエンザにり患することのないよう、以下に示す感染予防対策について啓発し、指導する。また、新型インフルエンザ等感染症発生時においても確実に実行されるよう啓発し、指導に努める。

〔感染予防対策〕

ア せきをするときは、マスク、ティッシュペーパーなどで押える（せきエチケット）。

イ 帰宅したときには、手洗い・うがいをする。

ウ 人ごみを避ける。

エ インフルエンザ予防接種を受ける。

**(2) 情報収集**

インフルエンザホットライン（電話番号 0134-20-2020）、小樽市保健所ホームページなどで情報を把握するとともに、入所者等に対し周知するように努める。

**(3) 利用者及び職員等がり患したときの対応**

施設内における感染拡大防止のため、通所者がり患した場合には自宅療養とし、入所者がり患した場合には、個室で過ごすなど他の利用者との接触を避ける対応を実施する。また、施設職員がり患した場合には自宅療養を勧奨するほか、施設職員の家族がり患した場合には、職員が出勤をしないで看病等ができるよう配慮する。

**(4) 業務の維持**

新型インフルエンザ等感染症発生時、市民生活等に影響がないよう、業務の維持・継続に努める。

(事業継続計画（ＢＣＰ）を作成しておくことが望ましい。)

**1 3 本市行動計画の主要 6 項目**

本市行動計画においては、新型インフルエンザ等対策の二つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための具体的な対策について、(1)実施体制、(2)サーベイランス・情報収集、(3)情報提供・共有、(4)予防・まん延防止、(5)医療、(6)市民生活及び経済安定の確保の6項目に分け、各項目について記載する。

表6 本市行動計画の主要6項目の概要

| 項目                    | 主な対策                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 実施体制              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生前は、情報収集・情報共有により発生に備えた準備</li> <li>・国・北海道が対策本部を設置した場合は、庁内にて情報共有、各種対策の検討</li> <li>・国が緊急事態宣言を行った場合は、本市対策本部を設置</li> </ul>                                                   |
| (2) サーベイランス・情報収集      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーベイランスにより、新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析</li> <li>・把握した情報を地域医療体制等の確保に活用</li> </ul>                                                                                               |
| (3) 情報提供・情報共有         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な媒体を用いて、分かりやすく、迅速に情報提供</li> <li>・市民の相談に応じるためのコールセンターの設置</li> </ul>                                                                                                     |
| (4) 予防・まん延防止          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民、学校、事業所、各種施設等に対し、マスク着用等のせきエチケット、手洗い・うがい等の基本的感染予防対策の普及・啓発</li> <li>・感染症法に基づく入院措置、濃厚接触者の健康観察等</li> <li>・北海道が行う外出自粛要請、施設の使用制限等の感染拡大防止策への協力</li> <li>・住民接種の体制整備</li> </ul> |
| (5) 医療                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所における帰国者・接触者相談センターの設置</li> <li>・帰国者・接触者外来の体制整備及び設置</li> </ul>                                                                                                          |
| (6) 市民生活及び経済<br>安定の確保 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・要援護者への生活支援等</li> <li>・生活関連物資価格の安定等の確保</li> <li>・水の安定供給と下水道の機能維持</li> </ul>                                                                                               |

## (1) 実施体制

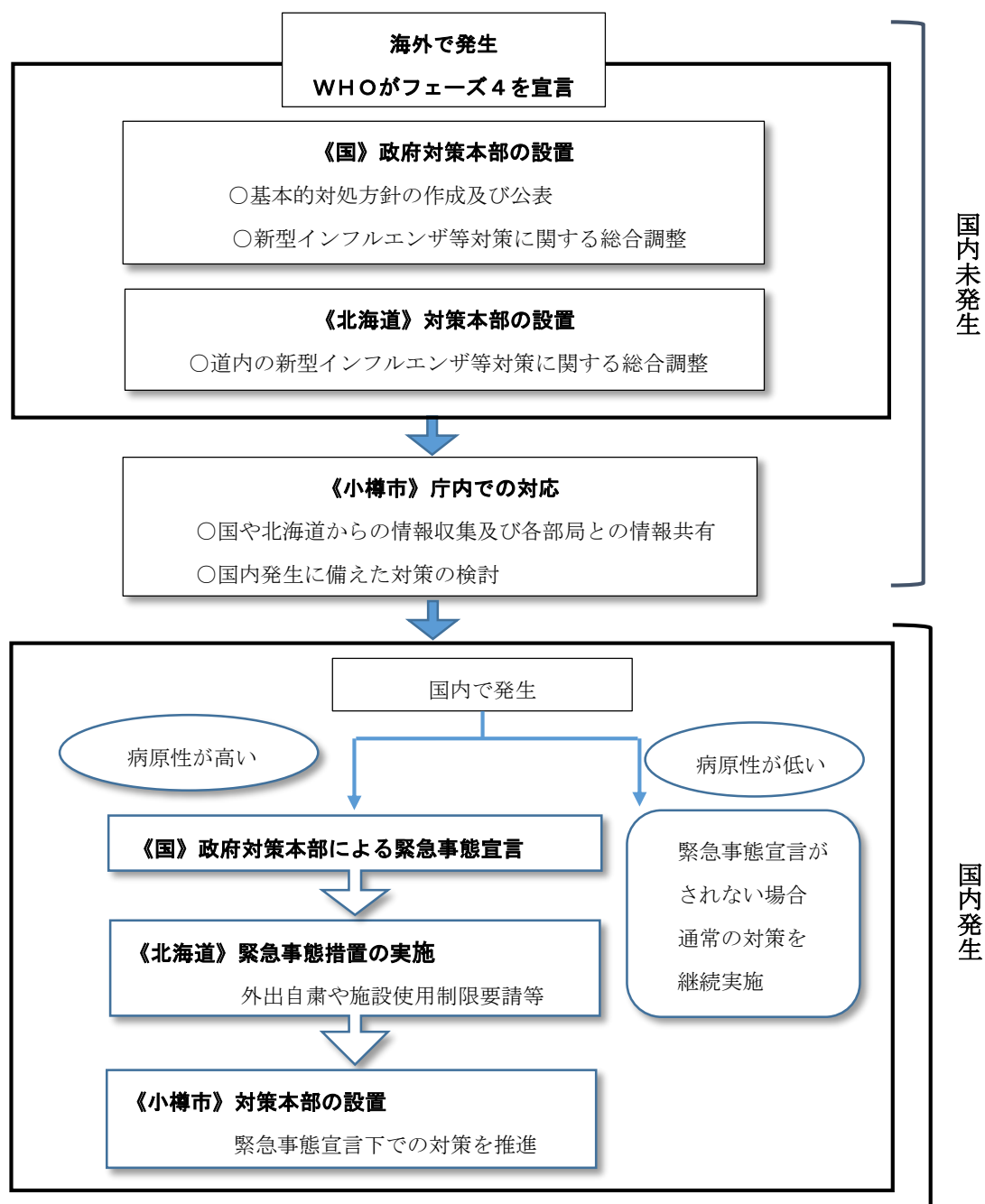
政府行動計画では、新型インフルエンザ等の病原性が高く感染力が高い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な影響を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、危機管理の問題として取り組む必要があるとされている。

このため、本市としても国、北海道、事業者等と相互に連携を図りながら、一体となった対策を進めていくよう努める。

海外において新型インフルエンザ等が発生し、国や北海道が新型インフルエンザ等対策本部を設置した場合は、本市は、国や北海道からの情報収集及び情報共有を行い、国内で新型インフルエンザ等が発生した場合の各種対策について検討する。

また、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合は、特措法及び小樽市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき本市対策本部を設置し、市関係部局が一体となり必要な措置を講じていくこととする。

図6 新型インフルエンザ等対策の実施体制



## (2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するため、いずれの段階においても様々な情報を国内外から系統的に収集・分析し、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元していくことにより効果的な対策に結び付けることが重要である。

なお、新感染症に対するサーベイランスは現時点で行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。国が新感染症に関するサーベイランス体制を構築した後、サーベイランスを実施することとする。

海外で発生し国内の患者数が少ない段階までは、国や北海道とともに患者の全数把握等のサーベイランスの強化を図り、積極的な情報収集・分析に協力する。

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、地域における医療体制等の確保に活用する。

### (3) 情報提供・共有

#### ア 情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通認識の下に、国、北海道、市、医療機関、事業者及び市民等の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階及び分野において相互のコミュニケーションが重要となる。正確かつ迅速に、一方向性の情報提供だけでなく情報共有や情報の受取手の反応の把握にも留意する。

#### イ 情報提供手段の確保

情報を受け取る媒体や情報の受取方が千差万別であることが想定されるため、外国人や障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、ホームページ、インフルエンザホットラインなどの多様な媒体を用いるほか、関係機関や団体等を通じた周知に加え、町内会などの協力を得るなど、できる限り迅速にきめ細かく情報提供を行う。

#### ウ 発生前の市民等への情報提供

発生時に市民や医療機関、事業者等に正しく行動してもらうためには、平常時から適切な情報提供を行い新型インフルエンザ等対策を理解してもらうことが重要であることから、発生前においても予防やまん延防止に関する情報提供を行っていく。

また、学校や保育施設等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点になりやすいことから、教育委員会等の関係部局と連携し、児童生徒等に対し感染症や感染予防対策等について丁寧に情報提供していくことが必要である。

#### エ 発生時における市民等への情報提供及び共有

発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮して判断されたのかなど）や、対策の理由及び実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して分かりやすい情報提供を行う。

媒体の中では新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。

提供する情報の内容については個人情報の保護と公益性を配慮するとともに、特に新型インフルエンザには誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）及び個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

#### オ 情報提供体制

国が行う情報提供に合わせて、市民や医療機関、事業者等に対し、適切かつ迅速な情報提供に努め、常に発信した情報の受取手の反応等も分析し、次の情報提供に生かしていくこととする。

### (4) 予防・まん延防止

#### ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、

入院患者を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながるため、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせる行うが、まん延防止対策には、個人の行動制限や対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることから、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性、感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、対策の実施又は縮小・中止を行う。

## イ 主なまん延防止対策

未発生期からの対策としては、個人においては、季節性インフルエンザ対策として実施されているマスク着用やティッシュペーパーで鼻や口を押えるなどのせきエチケット、手洗い・うがいなどの基本的な感染予防対策を実践するよう促し、国内発生早期以降はそれらの行動の徹底を呼び掛けていく。

学校や保育施設等では感染が広がりやすく、地域流行のきっかけとなる可能性があるため前述の季節性インフルエンザの感染予防対策の実践を強化していく。

また、海外発生期段階から感染防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づく新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置及び患者の同居者等濃厚接触者に対する外出自粛等の要請を行う。さらに、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ北海道が施設の使用制限、不要不急の外出自粛要請等を行った場合は市民への周知を図る等、その対策の実施に協力する。

観光旅行者の安心・安全を確保するため、観光関係団体、観光施設等と連携を図りながら観光旅行者への正確な情報提供に努める。

## ウ 予防接種

### （ア） ワクチン

ワクチン接種により個人の発症や重症化を防ぐことで、受診者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの２種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

### （イ） 特定接種

特定接種とは、特措法第２８条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。新型インフルエンザ等発生時における接種に当たっては、政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種の総枠、対象、順位その他の関連事項を決定することとされている。特定接種の対象者は、次のとおりである（詳細は資料１参照）。

- ① 「医療の提供業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る）。

② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

また、特定接種を実施するに当たっては、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることから新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性が認められるものでなければならぬとされており、i 医療関係者、ii 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、iii 指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、iv それ以外の事業者の順とすることを基本としている。

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる本市職員については、本市が実施主体となり原則的に集団的接種により実施することになるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

#### (ウ) 住民接種

特措法において緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われた場合については特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1の規定による予防接種（以下「臨時の予防接種」という。）を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定による予防接種（以下「新臨時接種」という。）を行うこととなる。

政府行動計画では、住民接種対象者を以下の4群に分類し、接種の順番については発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報等を踏まえて国により決定される。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
  - ・基礎疾患を有する者
  - ・妊婦
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）
- ④ 成人・若年者

住民接種については、本市が実施主体となり市民に対して原則として集団的接種により実施することになるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

#### (エ) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の実施の在り方については、政府対策本部において、その際の医療提供、国民生活及び国民経済の状況に応じて総合的に判断し決定することとされており、本市としても接種が適切に行えるよう接種体制の構築に努める。

### (5) 医療

#### ア 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大

な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達する上で不可欠な要素であり、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の増加が予測されるが、地域の医療資源（医療従事、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に調整しておく。

#### イ 発生前における医療体制の整備

本市は小樽市医師会、小樽市立病院、市内の公的医療機関等との連携を図り、海外発生期以降の封じ込め期における医療体制、帰国者・接触者外来の設置等について検討する。

#### ウ 発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の国内発生早期には、医療の提供は患者の治療とともに、感染対策としても有効であることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として感染症法に基づき、感染症指定医療機関に入院させる。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や患者の濃厚接触者の診療のため「帰国者・接触者外来」を設置して診療を行うが、新型インフルエンザ等の患者は「帰国者・接触者外来」以外の医療機関を受診する可能性もあることから、「帰国者・接触者外来」を有しない医療機関も含めて、疑いのある患者とそれ以外の患者との接触を避ける工夫等、院内感染防止の対策に努めることが必要となる。

また、帰国者・接触者相談センターを設置し、その周知を図るとともに、市内における医療体制については、一般的な広報によるほか、帰国者・接触者相談センターからも情報提供を行う。

市内感染期以降は、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から、全ての医療機関での医療に切り替える。患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう重症者は入院、軽症者は自宅療養に振り分ける。

#### (6) 市民生活及び経済安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民がり患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。本人や家族のり患により、市民生活や地域経済の大幅な縮小や停滞を招くおそれがあることから、新型インフルエンザ等発生時の市民生活や地域経済の影響を最小限とできるよう、特措法に基づき事前の準備を行う必要がある旨の周知に努める。

## 第4 各発生段階における対策

行動計画の全体表は次ページに示し、各発生段階における対策は22ページ以降に示す。



表7 小樽市新型インフルエンザ等対策行動計画全体表

|                                    | 未発生期                                                                        | 海外発生期                                                                                                                                                                                                                                                                       | 国内発生早期                                           |        | 国内感染期                                                                                      | 小康期                                                            |
|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
|                                    |                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                             | 国内発生早期                                           | 市内発生早期 | 市内感染期                                                                                      |                                                                |
| 発生段階ごとの対策の目的                       | ・発生に備えた体制整備及び情報収集                                                           | ・国内侵入を遅らせ、市内発生の遅延及び早期発見を図る<br>・発生に備えた体制整備及び情報収集                                                                                                                                                                                                                             | ・感染拡大をできる限り抑える<br>・患者への適切な医療の提供<br>・感染拡大に備えた体制整備 |        | ・医療体制の維持<br>・健康被害を最小限に抑える<br>・市民生活や地域経済の影響を最小限に抑える                                         | ・第一波対策評価<br>・市民生活や地域経済の回復を図り<br>流行の第二波に備える                     |
| 実施体制                               | ・行動計画の作成                                                                    | ・国による緊急事態宣言を受け、本市新型インフルエンザ等対策本部を設置                                                                                                                                                                                                                                          |                                                  |        |                                                                                            | ・本市対策本部廃止                                                      |
| サーベイランス・情報収集<br>(※1)<br><br>(医療対策) | ・定点報告                                                                       | <div><div>←</div><div>・全数報告</div><div>→</div></div> <div>・ウイルスサーベイランス強化</div> <div>→</div> <div>・学校サーベイランス強化</div> <div>→</div> <div>厚生労働省、内閣官房、国立感染症研究所、WHO、検疫所等から情報収集</div> <div>→</div>                                                                                  |                                                  |        |                                                                                            | ・定点報告<br><br>・学校サーベイランス強化                                      |
| 情報提供・共有<br><br>(社会的対策)             | <div>←</div> <div>←</div> <div>・市民、医療機関、各種施設等に対する<br/>行動計画の周知</div>         | <div>←</div> <div>←</div> <div>・様々なネットワーク生かした取組</div> <div>→</div> <div>・インフルエンザホットライン、保健所ホームページ、新聞報道等による各種情報提供<br/>(0134-20-2020)</div> <div>→</div> <div>・コールセンター(※2)設置</div> <div>→</div>                                                                                |                                                  |        |                                                                                            | ・コールセンター縮小                                                     |
| 予防・まん延防止<br><br>(医療・社会的対策)         | <div>←</div> <div>←</div> <div>・基本的感染予防対策(※3)の普及<br/>・特定接種及び住民接種の体制整備</div> | <div>←</div> <div>←</div> <div>・様々なネットワークを生かした取組</div> <div>→</div> <div>・基本的感染予防対策の徹底呼び掛け</div> <div>→</div> <div>・特定接種の実施(市職員)</div> <div>→</div> <div>・住民接種の実施</div> <div>→</div> <div>・患者への対応(治療、入院措置等)</div> <div>→</div> <div>・必要に応じ学校・保育施設等での臨時休校</div> <div>→</div> |                                                  |        | ・入院措置中止、軽症者は自宅療養                                                                           |                                                                |
| 医療<br><br>(医療対策)                   | ・医療体制及び連携の構築                                                                | ・封じ込め体制<br>[ 帰国者・接触者相談センター(※4)設置<br>帰国者・接触者外来の設置<br>感染症法に基づく入院措置 ]                                                                                                                                                                                                          |                                                  | →      | ・封じ込め体制を終了(※5)し、一般医療機関での診療体制に転換<br>[ 帰国者・接触者相談センターの終了<br>帰国者・接触者外来の終了<br>感染症法に基づく入院措置の終了 ] | ・通常の診療体制                                                       |
| 市民生活・経済の安定確保<br><br>(社会的対策)        | ・食料品及び生活必需品備蓄勧奨(2週間分)<br>・埋火葬能力等の把握<br>・要援護者の把握及び支援体制構築                     | ・一時的遺体安置所確保の準備                                                                                                                                                                                                                                                              | →                                                |        |                                                                                            | ・死亡者増加時の遺体安置所確保<br>・要援護者支援<br><br>・買占め及び売惜しみの調査や監視、乗車値上げ防止等の要請 |

(※1)サーベイランス：感染症の発生状況を把握・監視すること。

(※2)コールセンター：新型インフルエンザ等発生時に、市民からの様々な相談に応じるための窓口。

(※3)基本的感染予防対策：マスク着用、せきエチケット、手洗い・うがい、人ごみを避ける。

(※4)帰国者・接触者相談センター：発生国からの帰国者や、新型インフルエンザ等患者との接触者で、発熱等の症状を有する方からの相談を電話で受け、帰国者・接触者外来を紹介するための相談センター。

(※5)封じ込め体制の終了：帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来における診療及び感染症法に基づく入院措置を終了し、新型インフルエンザ等の患者の初診診療を行わない医療機関を除き、一般医療機関での診療を行う体制をとること。

## 未発生期

### 1 実施体制

#### (1) 本市行動計画の作成

特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた本市行動計画の作成を行い、必要に応じて見直しを行う。【保健所】

#### (2) 国、北海道等との連携強化

国、北海道、他の市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認等を実施する。【保健所】

### 2 サーベイランス・情報収集

#### (1) 通常のサーベイランス

ア 毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、指定届出機関からの報告において患者発生動向及び流行状況について把握する。

また、患者発生動向、流行状況等に基づき、ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。【保健所】

イ インフルエンザによる入院患者の調査及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。【保健所】

ウ 学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。【保健所、教育委員会】

#### (2) 情報収集

国等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の最新情報を収集する。【保健所】

＜主な情報収集源＞

- ・厚生労働省
- ・内閣官房
- ・国立感染症研究所
- ・検疫所
- ・国際機関（WHO等）
- ・北海道保健福祉部健康安全局
- ・北海道立衛生研究所

### 3 情報提供・共有

#### (1) 継続的な情報提供

ア 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。【保健所】

イ マスク着用、せきエチケット、手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルでの基本的な感染予防対策の普及を図る。【保健所】

(2) 体制整備等

- ア 発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国や北海道が発信する情報を入手することに努め、関係部局間での情報共有体制を整備する。【保健所】
- イ 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、コールセンター等を設置する準備を進める。【保健所】
- ウ 新型インフルエンザ等発生時に市民等に対し必要な情報を的確に提供できるよう体制を整える。【保健所、総務部】

4 予防・まん延防止

(1) 対策実施のための準備

- ア 個人における対策の普及  
マスク着用、せきエチケット、手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染予防対策の普及を図る。  
新型インフルエンザ等発生時には、自らの発症が疑わしい場合、帰国者・接触者相談センターに連絡して指示を仰ぎ、感染を広げないよう不要不急の外出を控えること、マスクの着用等のせきエチケットを行うなどの基本的な感染予防対策について理解促進を図る。【保健所】
- イ 職場対策の周知  
新型インフルエンザ等発生時に実施する個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザの感染予防対策として実施されている対策について周知を図るための準備を行う。【保健所、総務部、産業港湾部、医療保険部、福祉部】
- ウ 水際対策  
検疫強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、検疫所、北海道その他関係機関との協力・連携に努める。【保健所、産業港湾部】

(2) 予防接種

- ア 特定接種を行う事業者の登録  
国が行う登録作業に係る周知、登録申請等に協力する。また、特定接種の対象となる本市職員等を把握する。【保健所、総務部】
- イ 特定接種体制の構築  
本市職員等に対する集団接種を原則とする特定接種が速やかに実施できるよう、接種体制を構築する。【保健所】
- ウ 住民接種体制の構築
  - (ア) 国や北海道の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するため、集団接種の体制構築を図る。  
【保健所】
  - (イ) 円滑な接種の実施のために、あらかじめ他市町村間と広域的な協定を締結するなど、他の市町村における接種を可能にするよう努める。【保健所】
  - (ウ) 国が示す接種体制の具体的なモデル等を参考に、ワクチン接種の円滑な実施ができるよう医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、

接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。【保健所】

## 5 医療

### (1) 地域医療体制の整備

ア 小樽市医師会、公的医療機関、小樽市関連部局等の関係者からなる対策会議を必要に応じて開催し、小樽市の医療体制の整備・連携を図る。【保健所】

イ 帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入れ準備を進める。また、一般の医療機関（診療所等）においても、感染拡大後に新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。【保健所、病院局】

ウ 後志二次医療圏における医療体制について北海道と協議する。【保健所、病院局】

### (2) 市内感染期に備えた医療の確保

ア 全ての医療機関に対して、国から提供されるマニュアル等を示し、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請する。【保健所】

イ 感染症指定医療機関のほか、公的医療機関等で入院患者を受け入れる体制を整備する。【保健所】

ウ 地域の医療機能維持の観点から、常に必要とされる医療を継続するため、新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わない医療機関として産科専門医療機関、透析専門医療機関の設定を行う。【保健所】

エ 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。【保健所】

オ 北海道が行う入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等の把握に協力する。【保健所】

カ 市内感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。【保健所、消防本部】

### (3) 医療資器材の整備

必要となる医療資器材（個人防護具等）をあらかじめ備蓄・整備する。【保健所】

## 6 市民生活及び経済安定の確保

### (1) 要援護者への生活支援等の準備

市内感染期における要援護者への生活支援について、対象者の把握とともに具体的手続について検討する。【保健所、総務部、医療保険部、福祉部】

### (2) 食料品、生活必需品の備蓄等

市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、家庭における感染予防対策や食料品、生活必需品等の備蓄に努める等の準備について周知する。【保健所】

### (3) 火葬能力等の把握

火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬体制を整備する。【保健所、生活環境部】

(4) 物資、資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、又は施設及び設備の整備等を行う。【保健所】

## 海外発生期

### 1 実施体制

政府対策本部及び北海道新型インフルエンザ等対策本部が設置され、緊急事態宣言が行われた場合には、直ちに本市対策本部を設置し、国等からの情報収集を行うとともに、国の基本的対処方針及び北海道の新型インフルエンザ等対策に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。【保健所】

### 2 サーベイランス・情報収集

#### (1) サーベイランスの強化等

**ア** 引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。【保健所】

**イ** 感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。インフルエンザ様疾患発生報告を大学・短大まで拡大し、臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖及び休校）の状況を把握する。【保健所、教育委員会】

**ウ** 国の対策に準じ、市内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する。【保健所】

#### (2) 情報収集

海外での発生状況について、国等を通じて必要な情報を収集し、医療機関等と情報を共有する。  
【保健所】

### 3 情報提供・共有

#### (1) コールセンター等の設置

**ア** 国からの要請に基づき保健所内にコールセンターを設置し、市民に対し適切な情報提供を行う。  
【保健所】

**イ** 市民からコールセンター等に寄せられる問合せや、国や北海道、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。【保健所】

#### (2) 情報提供

市民や事業所等に対し、国が発信している海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等について、新聞等のマスメディア、ホームページ等の複数の媒体や関係機関を通じて、分かりやすく、可能な限りリアルタイムで情報提供していく。【保健所、総務部、産業港湾部】

### 4 予防・まん延防止

#### (1) 基本的感染予防対策の実施

マスク着用、せきエチケット、不要不急の外出を控えるなどの基本的な感染予防対策の実践を促す。【保健所】

#### (2) 市内での感染拡大防止策の準備

国や北海道と相互に連携し、市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進めるとともに、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。【保健所】

### (3) 感染症危険情報の周知等

海外での新型インフルエンザ等の発生が確認され、国から感染症危険情報が発出されたときは、国や北海道と連携し、市民等に対し個人が取るべき行動や渡航の延期などについて情報提供し注意喚起する。【保健所】

### (4) 水際対策

水際対策として国が実施する検疫に協力するとともに、検疫所等からの要請等に応じて健康監視に協力し、市内におけるまん延予防に努める。【保健所、産業港湾部】

### (5) 予防接種

#### ア 特定接種の実施

国が実施する特定接種に協力するとともに、新型インフルエンザ等対策業務に従事する本市職員に対して集団接種を基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。【保健所、総務部】

#### イ 住民接種

国の要請に基づき、全市民が速やかに接種できるよう集団接種を基本として、具体的な接種体制の準備を進める。【保健所】

ウ ワクチンの種類や有効性、安全性、接種対象者、接種順位、接種体制等の具体的な情報について積極的に情報提供を行う。【保健所】

エ 国が実施する特定接種を実施した場合の接種実施モニタリングや、科学的根拠に基づいた有効性の評価、ワクチン以外の原因による有害事象を含む副反応情報の収集等に協力する。【保健所】

## 5 医療

### (1) 新型インフルエンザ等の症例定義

国が定めた新型インフルエンザ等の症例定義について関係機関に周知する。【保健所】

### (2) 帰国者・接触者相談センターの設置

国からの要請に基づき、帰国者・接触者相談センターを設置する。発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者であって、発熱、呼吸器症状等を有する者から電話で相談を受け、帰国者・接触者外来へと受診調整する。【保健所】

### (3) 医療体制の整備

ア 新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、国からの要請を受け、速やかに帰国者・接触者外来を小樽市立病院（感染症指定医療機関）に設置し、封じ込め対応を行う。

小樽市立病院（感染症指定医療機関）の収容許容を超えた場合には、済生会小樽病院において封じ込め対応を行い、済生会小樽病院の収容許容を超えた場合には、小樽掖済会病院において封じ込め対応を行う。

小児及び妊婦については、小樽協会病院において封じ込め対応を行い、小樽協会病院の収容許

容を超えた場合には、小樽市立病院において封じ込め対応を行い、さらに、収容許容を超えた場合には、済生会小樽病院及び小樽掖済会病院において、順次封じ込め対応を行う。【保健所、病院局】

イ 帰国者・接触者外来を有しない医療機関に、新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、院内感染対策を講じるよう、小樽市医師会等に協力依頼する。【保健所】

ウ 帰国者・接触者外来を有する医療機関やその他の医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑い患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。【保健所】

エ 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体は、北海道立衛生研究所に送付し、亜型の検査を行い、確定診断を行う。【保健所】

オ 新型インフルエンザ等の診断及び治療に資する情報等については、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。【保健所】

カ 国や北海道と連携し、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう医療機関に要請する。【保健所】

## 6 市民生活及び経済安定の確保

### (1) 遺体の火葬・安置

国や北海道からの要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等を確保するよう準備を行う。【保健所、生活環境部】

### (2) 事業者の対応

事業者に対し、従業員の健康管理を徹底させるとともに、職場における感染予防対策の準備を行うよう要請する。【保健所、産業港湾部】



## 国内発生早期

### 1 実施体制

国内発生早期に入ったことを市民に対し周知する。

国により緊急事態宣言がなされた場合は、速やかに小樽市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、本市対策本部を設置する。【保健所】

### 2 サーベイランス・情報収集

#### (1) 情報収集

国内外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性や安全性等について、国や北海道等を通じて必要な情報を収集する。【保健所】

#### (2) サーベイランス

ア 海外発生期に引き続き、国の指示に基づき、新型インフルエンザ等患者等の全数把握及び学校等での集団発生の把握を強化して実施する。【保健所、教育委員会】

イ 医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供するため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。【保健所】

ウ 市内の発生状況をできる限りリアルタイムで把握し、国や北海道、医療機関等へ迅速に情報提供するとともに、国や北海道と連携し必要な対策を実施する。【保健所】

#### (3) 調査研究

発生した患者について、初期の段階には国や北海道と連携しながら、積極的疫学調査を実施し感染経路や感染力、潜伏期間等の情報を収集・分析する。【保健所】

### 3 情報提供・共有

#### (1) 情報提供

ア 市民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由及び対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。【保健所、総務部】

イ 特に、市民一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校、保育施設等や職場での感染予防対策についての情報を適切に提供する。【保健所、産業港湾部、医療保険部、福祉部、教育委員会】

ウ コールセンター等に寄せられる問合せや、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映させる。【保健所】

#### (1) 情報共有

国や北海道など関係機関等とインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、国や北海道が示す対策方針の迅速な伝達と現場の状況把握に努める。【保健所】

#### (2) コールセンター等の体制充実・強化

国からの要請に基づき、国のQ&Aの改訂版を活用し、コールセンター等の充実・強化を図る。

【保健所】

#### 4 予防・まん延防止

##### (1) まん延防止対策

- ア 国や北海道と連携し、感染症法に基づき、患者への対応（治療、入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）等の措置を行う。【保健所】
- イ 市民、事業所、学校及び福祉施設等に対し、マスク着用、せきエチケット、手洗い・うがい、人ごみを避ける等の基本的な感染予防対策の実施を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理及び受診勧奨を要請する。【保健所、総務部、産業港湾部、医療保険部、福祉部、教育委員会】
- ウ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、国が必要に応じて、学校、保育施設等における感染予防対策の実施に資する目安を学校等に示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖及び休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。【保健所、教育委員会】
- エ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛けなど、適切な感染予防対策を講ずるよう要請する。【保健所】
- オ 国や北海道の要請を受け、関係機関と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防対策が強化されるよう努める。【保健所、医療保険部、福祉部、病院局】

##### (2) 水際対策

国が実施する渡航者及び入国者等への情報提供、注意喚起等の水際対策に引き続き協力する。

【保健所、産業港湾部】

##### (3) 予防接種

###### ア 特定接種の実施

国と連携し、接種対象の本市職員の対象者に対し、本人の同意を得て、基本的に集団的な接種により、特定接種を行う。【保健所、総務部】

###### イ 住民接種

パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、国が決定した住民への接種順位の基本的な考え方等に基づき、関係者の協力を得て新臨時接種を実施する。また、国の求めに応じて市民に対し接種に関する情報提供を行う。【保健所】

#### 〔緊急事態宣言がされている場合の追加措置〕

##### (4) 臨時の予防接種による住民接種

基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条に基づき、臨時の予防接種を実施する【保健所】

##### (5) 緊急事態時のまん延防止対策

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ア 北海道が本市を対象とした、特措法第45条第1項に基づく住民に対する不要不急の外出自

肅要請を行った場合には、市民及び事業者等への迅速な周知徹底を図る。【保健所、総務部、産業港湾部】

イ 北海道が、小樽市内の学校、保育施設等に対し、特措法第45条第2項に基づく施設の使用制限の要請、特措法第45条第3項に基づく指示又は特措法第45条第4項に基づく公表を行う場合には、関係部局等と連携して迅速な周知と調整を図る。【保健所、福祉部、教育委員会】

ウ 北海道が、小樽市内の学校、保育施設等以外の施設に対し、特措法第45条第2項に基づく施設の使用制限の要請、特措法第45条第3項に基づく指示又は特措法第45条第4項に基づく公表を行う場合には、関係部局等と連携して迅速な周知と調整を図る。【保健所、関係部局】

## 5 医療

### (1) 医療体制の整備

発生病からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱、呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き実施する。【保健所、病院局】

患者等が増加してきた段階においては、国の要請を受け、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（診療所等）でも診療する体制に移行する。【保健所】

### (2) 患者への対応等

ア 国や北海道と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては、原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。【保健所、病院局】

イ 国や北海道と連携し、必要と判断した場合に、北海道立衛生研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等必要な場合に限定して行う。【保健所】

ウ 国や北海道と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。【保健所】

### (3) 医療機関等への情報提供

引き続き、国の発信する新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。【保健所】

### (4) 抗インフルエンザウイルス薬

市内感染期に備え、国や北海道と連携し、引き続き、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。【保健所】

## 6 市民生活及び経済安定の確保

### (1) 市民・事業者への呼び掛け

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たって、消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めや

売惜しみが生じないように要請する。【保健所、総務部、産業港湾部】

(2) 事業者の対応

事業者に対し、従業員の健康管理及び職場における感染予防対策を講じ、事業継続に不可欠な重要業務に対する取組を開始するように要請する。【保健所、産業港湾部】

〔緊急事態宣言がされている場合の追加措置〕

(3) 生活関連物資等の価格の安定等

生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。さらに、市民からの相談窓口の設置等を検討する。【保健所、産業港湾部】

(4) 水の安定供給と下水道の機能維持

上下水道事業を継続するため、消毒その他衛生上の措置等、水の安定供給及び下水道の機能維持のための必要な措置を講ずる。【水道局】

## 市内発生早期

### 1 実施体制

市内における感染者の発生について発表するとともに、市内発生早期に入ったことを周知する。

国により緊急事態宣言がなされた場合は、速やかに小樽市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、本市対策本部を設置する。【保健所】

### 2 サーベイランス・情報収集

国内発生早期の記載を参照。

### 3 情報提供・共有

国内発生早期の記載を参照。

### 4 予防・まん延防止

#### (1) まん延防止対策

ア 国や北海道と連携し、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）等の措置を行う。【保健所】

イ 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、せきエチケット、手洗い・うがい、人ごみを避ける等の基本的な感染予防対策や、時差出勤等の実施を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理及び受診勧奨を徹底するよう要請する。【保健所、総務部、産業港湾部、医療保険部、福祉部】

ウ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、国が必要に応じて、学校、保育施設等における感染予防対策の実施に資する目安を学校等に示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖及び休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。【保健所、教育委員会】

エ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛けなど、適切な感染予防対策を講ずるよう要請する。【保健所】

オ 国や北海道の要請を受け、関係機関と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における、感染予防対策が強化されるよう努める。

【保健所、医療保険部、福祉部、病院局】

#### (2) 水際対策

国内発生早期の記載を参照。

#### (3) 予防接種

国内発生早期の記載を参照。

#### 〔緊急事態宣言がされている場合の追加措置〕

#### (4) 臨時の予防接種による住民接種

国内発生早期の記載を参照。

#### (5) 緊急事態時のまん延防止対策

国内発生早期の記載を参照。

## 5 医療

### (1) 医療体制の整備

発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱、呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き実施する。【保健所、病院局】

患者等が増加してきた段階においては、国の要請を受け、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（診療所等）でも診療する体制に移行する。【保健所】

### (2) 患者への対応等

ア 国や北海道と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。【保健所、病院局】

イ 国や北海道と連携し、必要と判断した場合に、北海道立衛生研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等必要な場合に限定して行う。【保健所】

ウ 国や北海道と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。【保健所】

### (3) 医療機関等への情報提供

引き続き、国の発信する新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。【保健所】

### (4) 抗インフルエンザウイルス薬

市内感染期に備え、国や北海道と連携し、引き続き、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。【保健所】

## 6 市民生活及び経済安定の確保

国内発生早期の記載を参照。

## 市内感染期

### 1 実施体制

国及び市内の流行状況、国の動向等を踏まえ、市内感染期に入ったことを周知する。

国の基本的対処方針及び北海道の対処方針等を踏まえ、本市においても速やかにその方針に沿って必要な措置を講じる。【保健所】

#### 〔緊急事態宣言がされている場合の追加措置〕

緊急事態宣言がされている場合は、必要に応じ以下の対策を行う。

国が緊急事態宣言を行った場合は、本市対策本部を設置する。

新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づき、北海道による代行又は他の市町村による応援の措置を活用する。【保健所】

### 2 サーベイランス・情報収集

#### (1) 情報収集

新型インフルエンザ等の発生状況及び国等の対応について、引き続き国や北海道等を通じて必要な情報を収集する。【保健所】

#### (2) サーベイランス

全国規模での患者数が数百人程度に増加した段階で、新型インフルエンザ等患者等の全数把握について都道府県ごとの対応となることから、北海道と連携を図り、全数把握の継続や中止等に関して決定したサーベイランスを実施する。

学校等における集団発生の把握の強化については、通常のサーベイランスに戻す。【保健所、教育委員会】

新型インフルエンザ等患者及び入院患者の全数把握は中止し、通常のサーベイランスを継続する。【保健所】

#### (3) 調査研究

感染経路や感染力、潜伏期間等の情報を収集・分析するほか、新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や、特に重症者の症状・治療法及び転帰等、対策に必要な調査研究と分析の成果を対策に反映させる。【保健所】

### 3 情報提供・共有

#### (1) 情報提供

ア 引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由及び対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。【保健所、総務部】

イ 引き続き、市民一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療体制を周知し、学校、保育施設等や職場での感染予防対策についての情報を適切に提供する。【保健所、

**産業港湾部、医療保険部、福祉部、教育委員会】**

ウ 引き続き、市民から寄せられる問合せや、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映させる。

**【保健所】**

**(2) 情報共有**

国や北海道など関係機関等とインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の的確な状況把握を行う。【保健所】

**(3) コールセンター等の継続**

国からの要請に基づき、コールセンター等を継続する。【保健所】

**4 予防・まん延防止**

**(1) 市内でのまん延防止対策**

ア 国や北海道と連携しながら、業界団体等を経由し、又は直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。

(ア) 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、せきエチケット、手洗い・うがい、人ごみを避ける等の基本的な感染予防対策や、時差出勤等の実施を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理及び受診勧奨を徹底するよう要請する。【保健所、産業港湾部、医療保険部、福祉部、教育委員会】

(イ) ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校、保育施設等における感染予防対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖及び休校）を適切に行うよう学校設置者に要請する。【保健所、教育委員会】

(ウ) 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛けなど、適切な感染予防対策を講ずるよう要請する。【保健所】

イ 国の要請を受け、関係機関と共に、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染予防対策を強化する。【保健所、医療保険部、福祉部、病院局】

ウ 国や北海道と連携し、医療機関に対し、市内感染期となった場合には患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、国における継続の有無の決定により適切に対応する。【保健所】

エ 市内感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。【保健所】

**(2) 水際対策**

国が実施する渡航者及び入国者等への情報提供、注意喚起等の水際対策に引き続き協力する。

**【保健所、産業港湾部】**

**(3) 予防接種**

国の対策に基づき、新臨時接種を進める。【保健所】



〔緊急事態宣言がされている場合の追加措置〕

緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ以下の対策を行う。

(4) 臨時の予防接種による住民接種

国内発生早期の対策を継続し、臨時の予防接種を進める。【保健所】

(5) 緊急事態時のまん延防止対策

患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療が受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、基本的対処方針に基づき、北海道が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の措置を講じる。

ア 北海道が本市を対象として特措法第45条第1項に基づき、生活の維持に必要な場合を除き不要不急の外出自粛や基本的な感染予防対策の徹底の要請を行う場合には、市民及び事業者等への周知を図る。【保健所、総務部、産業港湾部】

イ 北海道が特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う場合には、関係部局等と連携して迅速な周知と調整を図る。【保健所、福祉部、教育委員会】

ウ 北海道が特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染予防対策の徹底の要請を行う場合は、関係部局等と連携して迅速に周知を図る。【保健所、関係部局】

## 5 医療

(1) 患者への対応等

ア 国や北海道と協議し、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関（診療所等）でも新型インフルエンザ等の患者の診療を行う体制に変更する。【保健所】

イ 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。【保健所】

ウ 在宅で療養する患者に対し、医師が電話での診療により新型インフルエンザ等への感染の有無について診断ができた場合、医師がファクシミリ等により抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行することについて、国が示す対応方針を医療機関に周知する。【保健所】

(2) 医療機関等への情報提供

引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。【保健所】

(3) 在宅で療養する患者への支援

患者や医療機関等から要請があった場合には、国や北海道と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）や自宅で死亡した患者への対応を行う。【保健所】

(4) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用

国や北海道における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量について情報収集を行う。また、市内の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況の調査や患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬の必要量が市内に供給されているかを確認し、必要に応じ、備蓄分の配分等について国や北海道と調整を行う。【保健所】

#### 〔緊急事態宣言がされている場合の追加措置〕

緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ以下の対策を行う。

国や北海道と連携し、医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供するよう努める。

流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

【保健所】

## 6 市民生活及び経済安定の確保

### (1) 事業者の対応等

職場における感染予防対策を講じ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化を図るよう要請する。【保健所、産業港湾部】

### (2) 市民・事業者への呼び掛け

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。【保健所、総務部、産業港湾部】

#### 〔緊急事態宣言がされている場合の追加措置〕

### (3) 生活関連物資等の価格の安定等

ア 市民生活及び経済の安定のために、物価安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、国や北海道と連携しながら調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。【産業港湾部】

イ 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ適切な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口の設置等を検討する。また、生活関連物資等の価格高騰若しくは供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、国や北海道と連携しながら適切な措置を講ずる。【産業港湾部】

### (4) 要援護者への生活支援

国や北海道からの要請に基づき、要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）について、必要時に応じて関係機関と連携を図りながら調整し、対応する。【医療保

**陰部、福祉部】**

**(5) 遺体の火葬・安置**

国や北海道からの要請に基づき、可能な限り火葬炉を稼働させる。また、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

**【保健所、生活環境部】**

**(6) 水の安定供給と下水道の機能維持**

上下水道事業を継続するため、消毒その他衛生上の措置等、水の安定供給及び下水道の機能維持のための必要な措置を講ずる。 **【水道局】**

## 小康期

### 1 実施体制

#### (1) 基本的対処方針の変更

本市対策本部は、小康期に入り国の基本的対処方針が変更された場合は、国の宣言を踏まえ小康期に入ったことを宣言し、体制の縮小等について検討する。【保健所】

#### (2) 対策本部の廃止

緊急事態解除宣言が行われた場合、本市対策本部を廃止する。【保健所】

#### (3) 対策の評価・見直し

これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ行動計画等の見直しを行う。

【保健所】

### 2 サーベイランス・情報収集

#### (1) サーベイランス

ア インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。【保健所】

イ 再流行を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。【保健所、教育委員会】

#### (2) 情報収集

国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や対応について、引き続き国や北海道を通じて必要な情報を収集する。【保健所】

### 3 情報提供・共有

#### (1) 情報提供

ア 引き続き、市民に対し、国の宣言を踏まえ流行が終息傾向にあること及び第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性について、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、情報提供する。【保健所、総務部】

イ 市民からコールセンター等に寄せられた問合せ、関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供の在り方を評価し、見直しを行う。【保健所】

#### (2) 情報共有

国や北海道など関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針に関する情報を入手し、現場での状況を把握する。【保健所】

#### (3) コールセンター等の縮小

国や北海道の要請に基づき、コールセンター等を縮小する。【保健所】

### 4 予防・まん延防止

#### (1) 住民接種の実施

流行の第二波に備え、新臨時接種により、未接種者を対象に住民接種を進める。【保健所】

〔緊急事態宣言がされている場合の追加措置〕

(2) 住民接種の実施

国や北海道と連携し、必要に応じ、流行の第二波に備え、臨時の予防接種を進める。【保健所】

5 医療

(1) 医療体制

国や北海道と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。【保健所】

(2) 抗インフルエンザウイルス薬

国において定めた適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関に周知する。【保健所】

〔緊急事態宣言がされている場合の追加措置〕

国や北海道の方針に基づき、市内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。【保健所】

6 市民生活及び経済安定の確保

(1) 市民・事業者への呼び掛け

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。【保健所、総務部、産業港湾部】

〔緊急事態宣言がされている場合の追加措置〕

国や北海道と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、緊急事態措置を縮小・中止する。【保健所】

(資料 1)

【特定接種の対象となる業種・職務について】

政府行動計画では、特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるとしているが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理している。

1 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A－1：新型インフルエンザ等医療型、A－2：重大・緊急医療型)

B 国民生活・国民経済安定分野

(B－1：介護・福祉型、B－2：指定公共機関型、B－3：指定公共機関同類型、  
B－4：社会インフラ型、B－5：その他)

2 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は、以下のいずれかに該当する職務である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(＝新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる  
国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

※ 詳細については、政府行動計画を参照。

## (資料2)

### 【国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策】

これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、政府行動計画では、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておくこととしている。

本市としても、本市行動計画の関連事項として政府行動計画及び北海道行動計画に準じ、対策の概要を示すこととする。

## 1 実施体制

### (1) 体制強化

- ア 国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約、共有及び分析を行い、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部を開催し、国や北海道の対策に準じて人への感染拡大防止対策に関する措置について協議・決定する。
- イ 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染する等、WHOから情報発信が行われた場合には、必要に応じ、情報の集約、共有及び分析を行い、状況等に応じ国が行う水際対策に協力するとともに、市民への情報提供に関する措置について検討する。

## 2 サーベイランス・情報収集

### (1) 情報収集

国や北海道及び関係機関から鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。

### (2) 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

市内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。

## 3 情報提供・共有

国内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国や北海道等と連携し、発生状況及び対策について、市民に積極的な情報提供を行う。

海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染する等、WHOから情報発信が行われた場合には、国等から海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について情報収集を行うとともに、市民に積極的な情報提供を行う。

## 4 予防・まん延防止

### (1) 人への鳥インフルエンザの感染対策

#### ア 水際対策

海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染する等、WHOから情報発信が行われた場合に国が実施する水際対策に協力するとともに、市民への注意喚起を行う。

検疫所から検疫法に基づく通知等を受けた場合には必要な調査等を行う等、市内における感染

防止に努める。

イ 疫学調査及び感染対策

必要に応じ、国や北海道と連携し積極的疫学調査を実施する。

国や北海道からの要請に基づき、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等の実施に努める。

鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者（有症状者）に対し、国や北海道と連携して自宅待機を依頼する。

ウ 家さん等への防疫対策

市内の家さんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、次の対策を実施する。

国や北海道との連携を密にし、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に即した具体的な防疫措置に協力する。

## 5 医療

### (1) 国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

ア 国や北海道の助言を受けながら、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断が行われ、確定診断がされた場合に適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療が行われるよう努める。

イ 国からの要請に基づき、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施する。

ウ 国からの要請に基づき、感染症法の規定により鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講じる。

### (2) 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOから情報発信が行われた場合

国からの要請に基づき、以下の措置を講じる。

ア 海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、国に情報提供するよう医療機関等に周知する。

イ 発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関に周知する。



## ○ インフルエンザ

インフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症で、主に発熱、せき、全身けん怠感・筋肉痛などの症状を引き起こす。これらの症状は非特異的なものであり、他の呼吸器感染症等と見分けることが難しい。また、軽症の場合もあれば、重症化して肺炎、脳症、脳炎等を引き起こす場合もあり、その臨床像は様々である。

インフルエンザウイルスに感染してから症状が出るまでの期間（潜伏期間）は、季節性のインフルエンザであれば1～5日である。インフルエンザウイルスに感染しても症状を引き起こさず、発症しないこともある（不顕性感染）。

インフルエンザウイルスの主な感染経路は、飛まつ感染と接触感染であり、潜伏期間中や不顕性感染で、感染した人に症状がなくても、他の人への感染が起こる可能性はある。

20世紀では、1918年（大正7年）に発生したスペインインフルエンザの大流行が最大で、世界中で約4千万人が死亡したと推定されており、我が国でも約39万人が死亡したとされている。また、1957年（昭和32年）にはアジアインフルエンザ、1968年（昭和43年）には香港インフルエンザがそれぞれ発生し、大流行しており、医療提供機能の低下をはじめ、社会機能や経済活動における様々な混乱が記録されている。

近年、東南アジアなどを中心に、鳥の間でH5N1亜型の高病原性鳥インフルエンザが流行しており、このウイルスが人に感染し、鳥インフルエンザ（H5N1）を引き起こし死亡する例も報告されている。

このような鳥インフルエンザ（H5N1）のウイルスが変異すること等により、人から人へ効率よく感染する能力を獲得して強い病原性を示す新型インフルエンザが発生することが懸念されている。

## ○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは、抗原性の違いから、A型、B型及びC型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、二つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

## ○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

## ○ 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- \* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- \* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- \* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- \* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

## ○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床及び結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

## ○ 帰国者・接触者外来

発生源からの帰国者や新型インフルエンザ等患者との濃厚接触者であって、発熱及び呼吸器症状等を有する者を対象とした外来。

## ○ 帰国者・接触者相談センター

発生源からの帰国者や新型インフルエンザ等患者との濃厚接触者であって、発熱及び呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

## ○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は、抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

## ○ 個人防護具(Personal Protective Equipment: PPE)及び防護服

エアロゾル、飛まつなどの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

## ○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

## ○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

## ○ 死亡率(Mortality Rate)

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザにり患して死亡した者の数。  
「新型インフルエンザの死亡率」＝「流行期間中における新型インフルエンザによる死亡者数」／  
「総人口」

## ○ 新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

## ○ 新型インフルエンザ（A/H1N1）

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。国は、2009年（平成21年）4月の時点で、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等感染症の発生として公表し、以降、「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられた。

その後、2011年（平成23年）3月に大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したこと等により、感染症法に基づき新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨を公表し、新型インフルエンザ（A/H1N1）については、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

## ○ 新型インフルエンザ等感染症

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的な大流行（パンデミック）となるおそれがある。

感染症法では、上記の新型インフルエンザとかつて世界規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく、長期間が経過したものが再興した再興型インフルエンザを合わせて新型インフルエンザ等感染症と定められており、行動計画においても同様の取扱いとする。

## ○ 新型インフルエンザ等対策

特措法第15条第1項の規定により政府対策本部が設置されたときから、特措法第21条第1項の

規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が、特措法及び感染症法等の規定により実施する措置をいう。

## ○ 新興感染症

かつては知られておらず、新しく認識された感染症で、局地的に、あるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症のことをいう。1990年にWHOが定義し、1970年以降に発生したものが新興感染症として扱われている。

これに対し、かつて存在した感染症で公衆衛生上ほとんど問題とならないようになっていたが、近年、患者数が再び増加してきたもの、あるいは将来的に再び問題となる可能性がある感染症を再興感染症という。

## ○ 人工呼吸器

救急時、麻酔使用時等に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

## ○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びこれらを診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向並びにその原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

## ○ 致死率(Case Fatality Rate)

ここでは、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

「新型インフルエンザの致死率」＝「流行期間中における新型インフルエンザによる死亡者数」／「流行期間中における新型インフルエンザの患者数」

## ○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位を付けること。

## ○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、まれに、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めてまれであり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

鳥インフルエンザのウイルスのうちH5N1亜型のウイルスを病原体とする人の感染症を「鳥インフルエンザ(H5N1)」といい、近年東南アジアを中心にアジア、中東及びアフリカで症例が報告されている。

鳥インフルエンザ（H5N1）を発症した場合、通常のインフルエンザの症状にとどまらず、重症肺炎や時に多臓器不全等を来し、致死率は約60%と高いことが知られている。

鳥インフルエンザのウイルスが人から人へ効率よく感染する能力を獲得し、高い病原性を示す新型インフルエンザウイルスに変異した場合には、甚大な健康被害と深刻な社会・経済活動への影響をもたらすことが懸念されている。

#### ○ 濃厚接触者

患者と長時間居合わせたなどにより、新型インフルエンザの感染が疑われる者。

#### ○ 発病率(Attack Rate)

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

#### ○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

#### ○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性を持つウイルスを基に製造されるワクチン。

#### ○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

#### ○ PCR (Polymerase Chain Reaction: ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能なため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素（Reverse Transcriptase）を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

(資料4)

小樽市新型インフルエンザ等対策本部条例

制 定 平成25年3月26日条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、小樽市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受けて対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をこれに充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

(平成25年政令第121号で平成25年4月13日から施行)

(資料5)

小樽市新型インフルエンザ等対策本部の組織及び運営に関する要綱(案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、小樽市新型インフルエンザ等対策本部条例(平成25年小樽市条例第9号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、小樽市新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 対策本部は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第34条第1項の規定により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときに設置するほか、本部長が特に必要と認めるときは、随時設置することができるものとする。

(所掌事務)

第3条 対策本部は、法第34条第2項に規定するもののほか、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市内発生に備えた総合的な対策に関する事項
- (2) 市内発生時における感染拡大防止に関する事項
- (3) 関係機関等との連絡調整に関する事項
- (4) その他本部長が特に必要と認める事項

(組織)

第4条 法第35条の規定に基づく対策本部の組織は、別表に掲げるとおりとする。

(会議)

第5条 本部長は、条例第3条の規定に基づき対策本部の会議(以下「会議」という。)を招集したときは、これを主宰する。

2 本部長が必要と認めるときは、会議に本部員以外の職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 対策本部の庶務は、保健所健康増進課において行う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年〇月〇日から施行する。

(小樽市新型インフルエンザ対策本部の設置に関する要綱の廃止)

2 小樽市新型インフルエンザ対策本部の設置に関する要綱(平成20年12月22日施行)は、廃止する。

別表（第4条関係）

|       |         |                |
|-------|---------|----------------|
| 対策本部長 | 市長      | 法第35条第1項による    |
| 副本部長  | 副市長     | 法第35条第2項第1号による |
| 本部員   | 教育長     | 法第35条第2項第2号による |
|       | 消防長     | 法第35条第2項第3号による |
|       | 病院局長    | 法第35条第2項第4号による |
|       | 水道局長    |                |
|       | 総務部長    |                |
|       | 財政部長    |                |
|       | 産業港湾部長  |                |
|       | 生活環境部長  |                |
|       | 医療保険部長  |                |
|       | 福祉部長    |                |
|       | 保健所長    |                |
|       | 建設部長    |                |
|       | 病院局事務部長 |                |
|       | 教育部長    |                |



## (資料6)

新型インフルエンザ等対策特別措置法、新型インフルエンザ等対策政府行動計画、北海道新型インフルエンザ等対策行動計画及び新型インフルエンザ等対策ガイドラインについて

上記については、新型インフルエンザ等対策の推進に当たって基本となるものである。  
下記の各々の URL で確認することができる。

### ○新型インフルエンザ等対策特別措置法

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H24/H24H0031.html>

### ○新型インフルエンザ等対策政府行動計画

[概要]

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku/pdf/gaiyou.pdf>

[政府行動計画]

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku/pdf/koudou.pdf>

[用語集]

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku/pdf/yougosyuu.pdf>

[索引]

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku/pdf/sakuin.pdf>

### ○北海道新型インフルエンザ等対策行動計画

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/shingata-koudoukeikaku.pdf>

### ○新型インフルエンザ等対策ガイドライン

[概要]

[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku/pdf/gl\\_gaiyou.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku/pdf/gl_gaiyou.pdf)

[ガイドライン]

[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku/pdf/gl\\_guideline.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku/pdf/gl_guideline.pdf)

[索引]

[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku/pdf/gl\\_sakuin.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku/pdf/gl_sakuin.pdf)

[付属資料]

[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku/pdf/gl\\_siryuu.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku/pdf/gl_siryuu.pdf)



小樽市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 28 年 3 月

発行 小樽市

編集 小樽市保健所

〒047-0033

小樽市富岡 1 丁目 5 番 12 号

TEL 0134-22-3110

E-mail [kenko@city.otaru.lg.jp](mailto:kenko@city.otaru.lg.jp)